

浦添市民テニスコートの整備及び管理運営事業者

募 集 要 項

令和元年 10 月

浦添市教育委員会 文化スポーツ振興課

目 次

1	事業概要	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2	募集の概要に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	P 1
3	応募要件	・ ・ ・ ・ ・	P 3
4	応募について	・ ・ ・ ・ ・	P 3
5	提出書類	・ ・ ・ ・ ・	P 5
6	協定締結までの手順	・ ・ ・ ・ ・	P 8
7	審査基準等	・ ・ ・ ・ ・	P 9
8	リスク分担	・ ・ ・ ・ ・	P 1 0
9	問い合わせ先	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1

浦添市民テニスコートの整備及び管理運営事業者募集要項

1 事業概要

浦添市民テニスコートは平成4年に供用を開始し、市内のテニス愛好者の皆様に利用されてきた貸し出し無料の施設です。しかしながら施設の老朽化に伴う整備が必要な状況ではありますが、財源の確保に苦慮しており、利用者の皆様にご不便をおかけしております。

そこで、浦添市民テニスコートの整備及び管理運営方法について、浦添市 FM 施策に関する民間提案制度を利用し、現在の状況の改善及び公共サービスの向上を図ることが今回の事業の目的です。民間事業者による優れた企画力や技術力、運営力を求めることとし、提案事業者の募集を行います。

2 募集の概要に関する事項

(1) 事業の対象

浦添市民テニスコート及び周辺設備（駐車場、トイレ等）の整備、維持管理、収益方法、その他提案

(2) 施設概要

名称 浦添市民テニスコート

場所 浦添市港川1-37-1 (借地)

面積 4,260 m²

使用用途 テニスコート

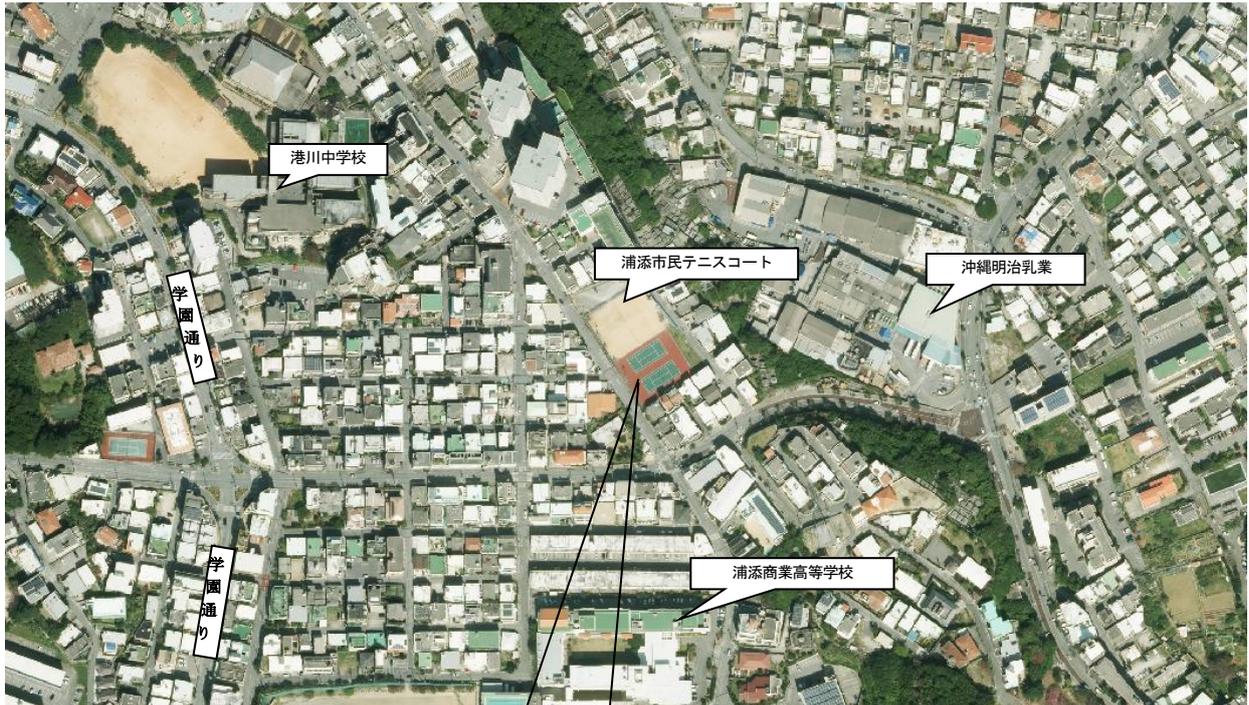
整備及び管理運営主体 民間事業所

(3) 維持管理費 (H30 年度実績)

経費区分	詳細	金額
熱水費	水道料金	28,915 円
	電気料金	540,623 円
修繕費	フェンス外構修繕	168,619 円
	夜間照明修繕	370,440 円
委託料	清掃業務委託料	約 658,896 円
合計		約 1,767,493 円

※清掃業務委託料は市民テニスコート以外の施設も合わせて契約しているため、おおよその金額となります。

【航空写真】



3 応募要件

(1) 応募資格

- ① 応募者は、応募及び事業提案に関する一切の手続きを行うものとし、本募集要項の内容を十分に遂行する能力を有する企業等、あるいは複数の企業等の共同（以下「共同体」と言います）とします。
- ② 民間の技術力、ノウハウ、資金力を最大限に発揮できる枠組みを提案できる者であること。
- ③ 提案に必要な資金調達を確実に行うことができる者であること。
- ④ 沖縄県に本店、主たる営業所、又は活動拠点を有するもの。ただし、共同体で応募する場合は沖縄県に本店、主たる営業所、又は活動拠点を有するものを1社（または1団体）以上含む共同体とすること。
- ⑤ 法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、個人での応募はできません。また、次の事項に該当する者は、応募することはできません。
 - ア 直近1年間の国税、県民税及び市町村税を完納していない者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ウ 応募書類提出時点において、浦添市から指名停止を受けている法人
 - エ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる、暴力団又はそれらの利益となる活動を行う団体

(2) グループによる応募

- ① グループにより応募する場合は代表団体を定めてください。（他の団体は、当該グループの構成員とします）
- ② グループの構成員は、他のグループの構成員になること又は単独で応募することはできません。
- ③ グループの構成員全てについて、上記（1）⑤アからエのいずれにも該当しない団体である必要があります。
- ④ 代表団体及びグループの構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市が変更を認めたときはこの限りではありません。

4 応募について

(1) 応募スケジュール

項目	時期
募集要項の公表（公告）	令和元年10月1日（火）
説明会（施設見学）	令和元年10月8日（火）
質問受付	令和元年10月1日（火）～ 令和元年10月15日（火）
質問の回答	市のホームページに随時掲載
参加・事業提案書類の受付	令和元年10月1日（火）～ 令和元年10月23日（水）
書類審査（内容確認・協議）	令和元年10月下旬
プレゼンテーション審査	令和元年11月上旬
優先交渉権者の選定・公表	令和元年11月中旬
優先交渉権者との詳細協議	11月末日まで
基本協定の締結	3月議会議決後

(2) 説明会（施設見学）

浦添市民テニスコートの整備及び管理運営事業に係る説明会（施設見学）を開催します。

参加される団体は、説明会参加申込書（様式第2-1号）にて、**10月7日（月）**までに、郵送、FAX、または電子メールにより「問い合わせ先」まで必ずご連絡ください。

なお、1団体3名以内とします。※参加は任意です。参加者が居ない場合は実施しません。

【開催日時】令和元年10月8日（火）10：30～10：50

【場所】浦添市民テニスコート（浦添市港川1-37-1）

(3) 質問の受付・回答

①質問の受付

応募に関する質問がある場合は、**2019年10月15日（火）**までに質問書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、ファックス又は電子メールにより「問い合わせ先」までご質問ください。受信確認のため、電話（098-876-1223）にてご連絡ください。なお、ご来訪及び電話による質問は受け付けません。

【質問書受付期間】2019年10月1日（火）～10月15日（火）午後5時受信分まで

【FAX】098-879-7280 【メールアドレス】bunspo@city.urasoe.lg.jp

※送信の件名は「浦添市民テニスコートに関する質問書」としてください。

②質問の回答

質問者へFAXもしくは電子メールで個別に回答するとともに、浦添市ホームページについて随時回答を掲載します。なお、市のホームページで公表する際は、質問者のアイデア等含む内容については非公開とします。

(4) 応募手続き

応募の手続きは以下のとおり行います。

①受付期間 **2019年10月1日（火）～2019年10月23日（水）**

（土日・祝祭日を除く午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分）

②提出先

浦添市教育委員会 文化スポーツ振興課（浦添市役所庁舎7階）

※ 持参にて窓口へ提出すること。郵送、FAX、電子メールによる提出不可。

(5) 留意事項

①応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

②提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとし、原則として提出書類の返却は致しません。また、市は応募者に無断で本提案募集以外の目的において、提出書類を使用したり情報を漏らしたりはしません。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は市に帰属するものとします。

③提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

- ④市が提供する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- ⑤1応募者は公募案件あたり1つの提案しか行うことができません。
- ⑥いったん提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類の脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではありません。
- ⑦参加申込書等の書類提出以降に参加を辞退する者は、辞退届（様式第6号）1部を事務局に持参又は郵送で提出してください。

5 提出書類

次の提出書類に各々の書類名称（様式番号）を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを10部（正本1部、副本9部）提出してください。

※NO.1「参加表明書」及びNO.2「委任状」は正本にのみ各1部ずつ添付で構いません。

※副本はコピーも可とします。

※NO.11～NO.17については提案者名が特定できる記述はしないでください。

No	提出書類	様式
1	参加表明書（代表者のみ）	様式第2号-2
2	委任状（必要な場合のみ） ※当該事業において代理人を置く場合に提出	任意様式
3	グループ構成表（共同体で参加する場合のみ） ※応募者の構成員をすべて明らかにし、各々の役割分担を明確にすること	様式第3号
4	構成員間の契約書又は覚書等（共同体で参加する場合のみ） ※構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を提出すること	
5	会社概要書	様式第4号-1
6	企業状況表	様式第4号-2
7	特定子会社等の構成計画書（特定子会社設立予定の場合のみ） ※提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等の設立を予定する場合は、資本金、役員、出資者、定款を明らかにする構成契約書を提出すること。	
8	関連事業実績一覧表（提案内容に関連する事業実績がある場合） ※様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績書を作成すること。 ・事業名：契約書上の正確な名称、及び主な契約内容を記載すること ・発注者：発注者名を記入すること ・受注形態：単独又は共同体の別を記入すること ・契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること（単位千円） ・契約年月日：契約締結日を記入すること。 ・事業期間：事業始期及び終期を記入すること ・施設の概要：主な用途、構造、面積、工事完了年月を記入すること	様式第5号
9	直近の浦添市競争入札参加資格名簿へ登録がない場合は、次の書類も併せて提出すること（写しでも可、発行日より3か月以内のもの） ・印鑑証明書（拡大縮小しないこと） ・定款 ・財務諸表（前期の貸借対照表及び損益計算書等） ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・市町村税の滞納のない証明書（事業所のある市町村発行） 都道府県税完納証明書（全税目の滞納のないことを確認できる証明書） ・労働保険証明願（労働局） ・社会保険料納入確認書（年金事務所）	

No	提出書類	様式
10	提案書提出届	様式第7号
11	事業実施の基本方針 ①事業実施の基本的な考え方を示してください。 ②設計・建設・運営・資金調達を一体的に行うための体制・事業スキームの考え方を示してください。	様式第8号-1
12	事業実施者の役割 ①事業実施のための代表者の役割及び責任を示してください。 ②事業実施者の構成員及びそれぞれの役割・責務を示してください。 ③事業の継続性を確保するための仕組み及びリスク管理の考え方を示してください。	様式第8号-2
13	事業計画 ①事業費及び積算根拠、市の負担額及び支払方法を示して下さい。 ②提案する事業期間の収支見込を示してください。 ③資金調達計画を示してください。	様式第8号-3
14	施設の設計・建設 ①施設の設計・建設に関する基本的な考え方を示してください。 ②設計・建設工事のそれぞれの期間及び工期を示してください。 ③施設の概要（平面図・配置図等）を示してください。	様式第8号-4
15	利用料金 ①利用料金について、金額の設定及び収入計画額を示してください。	様式第8号-5
16	施設の管理・運営 ①提案の施設のライフサイクルコストの最適化を考慮した計画を示してください。 ②提案の施設の運営の基本的な考え方を示してください。	様式第8号-6
17	地域貢献 ①地域と良好な関係を築いていくための工夫や取り組み、安心安全への配慮など地域貢献のための考え方を示してください。 ②地域経済活性化のための地元事業者の活用や連携に関する考え方を示してください。	様式第8号-7

※申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。また、提出された書類は、必要に応じ複写及び情報公開の請求により開示することがあります。ただし、個人情報保護条例の保護措置の規定のものを除きます。

※グループで応募する場合は、代表団体が書類を取りまとめ申請することとします。

6 協定締結までの手順

(1) 事業者

事業提案者は、「3応募要件」(3ページ)で定める要件を満たすものとします。

(2) 最優秀及び優秀提案の選定

市が設置する事業審査委員会(以下「審査会」という。)において、プレゼンテーションによる提案書等の聴取及び質疑応答を行い、最優秀提案1件及び優秀提案を数件選定します。なお、審査の結果、総合評価点が70点以上の提案者の中から、得点の最も高い提案をした者を優先交渉権者とします。

(3) 詳細協議

最優秀提案をした応募者は、優先交渉権者となり、市の負担額等を含む事業実施に必要な諸条件について、市と詳細協議を進めます。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案を行った提案者の範囲において、次順位の者を優先交渉権者として同様の詳細協議を行います。

(4) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者との協議が整った場合、実施する事業の基本的な事項(事業計画、実施スケジュール、建設・運営の条件等)を定めた基本協定を締結します。

※本提案は契約を保障するものではありません。また、利用料金を設定する場合は条例設置後の契約となります。

7 審査基準等

(1) 審査基準

審査は、下記の基準により行います。

【審査基準表】

審査項目		評価ポイント	配点
性能評価	(1) 事業実施の基本的な考え方	・本募集の目的が反映されているか ・設計、運営、資金調達を一体的に行うための体制・事業スキームの考え方に妥当性があるか	5
	(2) 事業実施者の役割	・代表者の役割及び責任が明確であるか ・事業実施者の構成員、役割分担や責務が明確であるか ・各事業実施者の同種、類似事業の実績があるか ・事業継続性を確保するための仕組み及びリスク管理の考え方に妥当性があるか	10
	(3) 事業計画	・事業費が適正であるか ・安定性及び確実性の高い事業計画となっているか ・安定性及び確実性の高い資金調達計画となっているか ・提案事業に関する事業実績があるか	25
	(4) 施設の設計・建設	・事業目的、土地活用コンセプトが反映されているか ・建設工期の設定に妥当性、確実性が高いものとなっているか ・施設利用者の利便性、快適性を向上させる工夫があるか ・環境負荷低減への配慮等がなされているか	20
	(5) 利用料金	・金額の設定及び収入計画額は妥当であるか	10
	(6) 施設の管理・運営	・維持管理等の計画に妥当性があるか ・運営の基本的な考え方に妥当性があるか	10
	(7) 地域貢献	・地域貢献のための具体的な提案があるか ・地元事業者の活用や連携のための具体的な提案があるか	20
I 性能評価点 計			100
II 価格評価点		(最も低価な市負担額÷各提案者の市負担額) × 100 ※注	100
総合評価点 (I × 0.7 + II × 0.3)			100

※注:市負担額を0円とする提案をした場合、II価格評価点の得点については100点を与えることとする。

(2) 審査結果通知及び公表

- ①審査の結果については、浦添市公式ホームページにおいて公表するとともに、参加したすべての提案者に電子メール及び文書により通知します。
- ②審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- ③審査結果や審査内容に関するお問合せは、一切受け付けません。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④本募集要項に違反すると認められる場合

8 リスク分担

(1) リスク分担の考え方

事業者が実施する業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとします。ただし、事業実施者の責めによらないとの合理的な理由があるリスクについては、市がその一部又は全部の責任を負うものとします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業実施者の責任分担は、下記の表のとおり想定していますが、具体的な責任分担は詳細協議において定めます。

リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
共通	募集要項の誤り	1	募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	提案書の誤り	2	提案書で提示された事項に重大な誤りがあるもの		○
	協定書締結	3	協定が結べない又は手続きに時間がかかる場合	○	○
	法制度等	4	法制度の新設又は変更に関する事	○	○
		5	市の支払いにかかる消費税及び地方消費税の変更に伴うもの	○	
		6	上記以外の税制度の変更に係る事	○	○
	社会リスク	7	住民等の反対による事業の中止・遅延	○	
		8	事業者が行う管理及び運営に関する事		○
		9	地中障害物や土壌汚染に関する事	○	
		10	事業者が行った業務に起因する環境問題		○
		11	事業者が行った業務に起因する第三者賠償に関する事		○
	債務不履行	12	市の協定内容の不履行	○	
		13	事業者の協定及び許可条件の不履行		○
	不可抗力	14	天災等による変更・中止・遅延	○	○
	事業の中止・延期	15	市の責任による中止・遅延	○	
16		事業者の責任による中止・遅延		○	
協議段階	整備リスク	17	市の指示に起因する事業費の増加	○	
		18	整備単価の高騰	○	○
		19	上記以外の整備費の増加		○
協定書締結後	計画変更	20	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○	
		21	事業者が必要と考える計画変更		○
	設備・施設の破損	22	市の故意・過失又は市設備に起因する設備・施設の破損	○	
		23	事業者の故意・過失に起因する設備・施設の破損		○
		24	天災等の不可抗力による設備・施設の破損	○	○
利用者トラブル	25	利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対応	○	○	

9 問い合わせ先

浦添市教育委員会 文化スポーツ振興課

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号

【TEL】 098-876-1223 【FAX】 098-879-7280 【メールアドレス】 bunspo@city.urasoe.lg.jp